

令和7年度 部活動の活動方針

1 部活動の性格

(1) 特別活動の具体的目標

- ①望ましい集団の育成
- ②個人的資質の育成
- ③集団の一員としての資質の育成

(2) 生徒活動の特質

- ①生徒の自発的・自治的な活動を尊重する教育活動であること
- ②集団生活の向上・発展を目指す活動であること
- ③教師と生徒及び生徒相互の人間的なふれあいの場であること

2 適切な指導について

- (1) 生徒の健康状態を常に把握し、個に応じた適切な練習を計画する。
- (2) 勝利至上主義に走らず、生徒の人格を傷つける言動や体罰、ハラスメントは絶対に行わない。
- (3) 活動時、顧問は必ず活動場所にいることを原則とする。

3 適切な活動時間について

(1) 活動時間

- ①平日の練習時間は2時間程度、週末を含む休業日は3時間程度までとする。
前後30分程度の準備や片付けの時間を設けることは可とする。ただし、本来行うべき事に費やす時間を練習に当てることはしない。
- ②朝練習は原則中止。ただし、大会やコンクールの前など、学校長が必要と認める最小限の範囲で、生徒・保護者及び学校間で部活動朝練習の実施について同意がなされた場合は、例外として朝練習を実施することができる。
- ③生徒の疲労具合を把握し、顧問の裁量で部活動を休止したり、練習時間を短くしたりするなどの措置を取り、生徒の健康面を第一に考えた練習時間の設定を行う。
- ④休日の練習試合等で、活動時間が延びてしまう、もしくは延びてしまった場合は、その前後の日の活動時間を短縮する。(生徒の健康を第一に考えた実践)
- ⑤休日の部活動については、陸上競技と体操が地域移行している。今後は、国や県、市の方針に沿って地域移行を推進していく。

(2) 休養日の設定

- ①週末は土日どちらかを休みにする。大会等で土日両日ともに活動した場合は、翌週の平日か休日に代替の休養日を設ける。
- ②平日の休養日は月曜日とし、練習は行わない。
- ③長期休業中の休養日については、週2日以上休養日を設けるものとする。生徒が十分な休養をとることができるよう、まとまった休養期間を設ける。

(3) 事故防止及び事故発生時

- ①各顧問は、活動場所の安全確保に努める。不備な箇所がある場合には、速やかに修繕を行う。
- ②熱中症対策として、暑さ指数(WBGT)の確認を徹底する。必要に応じて涼しい室内に移動したり、体温が上昇しやすい運動を避けたり、活動時間を短縮するなどの措置を講じる。
【 WBGT:31℃以上「運動は原則中止」、28~31℃「厳重警戒(激しい運動は中止)」 】
- ③生徒一人一人を注意深く観察し、普段とは違う異変を感じた際は、練習を中止させ、話をよく聞き適切に対応する。
- ④体調に違和感があったり、体調が優れなかったりする場合に、顧問に申告しやすい雰囲気作りを日ごろから行っておく。
- ⑤事故が発生した場合は、必要に応じて管理職、学年(学年主任、担任等)、養護教諭に連絡をする。事故の大小にかかわらず、保護者には必ず連絡し状況を伝える。
- ⑥緊急を要する事態が発生した場合は、ためらわず救急車の要請をする。特に首から上に関しては、重大事故と捉えるようにする。

4 その他

- (1) 年間活動計画をもとに大会・コンクール等の年間計画や毎月の活動計画を保護者に周知する。
- (2) 定期テスト3日前から当日は、テスト前部活動休止期間とする。
- (3) 活動場所や部室の整理整頓に心がけさせる。定期的に顧問は確認を行う。

